



パートタイマーの 年次有給休暇付与日数が 一部変わります

厚生労働省・労働時間短縮支援センター
(社)全国労働基準関係団体連合会

平成13年4月1日から特例措置対象事業場（商業、サービス業等で常時使用する労働者が10人未満の事業場）における法定労働時間が週46時間から週44時間に短縮されることに伴い、所定労働日数が少ない労働者（いわゆるパートタイマー）に与えられる年次有給休暇の付与日数が一部増加しました。

○週所定労働時間が30時間未満の労働者

(1) 雇入れの日が平成5年10月1日以後の日である労働者

①週所定労働日数が4日又は1年間の所定労働日数が169日から216日

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	7	8	9	10	12	13	15

②週所定労働日数が3日又は1年間の所定労働日数が121日から168日

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	5	6	6	8※	9	10	11

③週所定労働日数が2日又は1年間の所定労働日数が73日から120日

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	3	4	4	5	6	6	7

④週所定労働日数が1日又は1年間の所定労働日数が48日から72日

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5以上
付与日数	1	2	2	2	3

※今回の改正による付与日数の変更点

(2) 雇入れの日が平成5年9月30日以前の日である労働者

継続勤務年数8年以上				
週所定労働日数	1	2	3	4
1年間の所定労働日数	48~72	73~120	121~168	169~216
付与日数	3	7	11	15

(注) これまでの付与日数と変更はない。

なお、

○週所定労働時間数が30時間以上の労働者

及び

○週所定労働日数が5日以上（または1年間の所定労働日数が217日以上）の労働者

については、

通常の労働者と同じ日数の年次有給休暇が与えられます。

(例) 1日の所定労働時間5時間で週5日働く労働者

【参考】 通常の労働者の年次有給休暇の付与日数

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

御不明な点などがございましたら、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

厚生労働省・労働時間短縮支援センター
(社)全国労働基準関係団体連合会